

## 1 総則

### （1）計画策定の趣旨

「業務継続計画」は、災害発生時、資源制約が伴う条件下においても、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめることを目的として実施すべき「非常時優先業務」をあらかじめ選定し、これらの業務を実施する体制を確保するために、資源（職員、庁舎、資機材等）の確保・配分や必要な対策を定めるものである。

本計画により、図1のとおり発災直後の業務レベルの向上、業務立ち上げ時間の短縮といった効果をもたらすことが期待される。

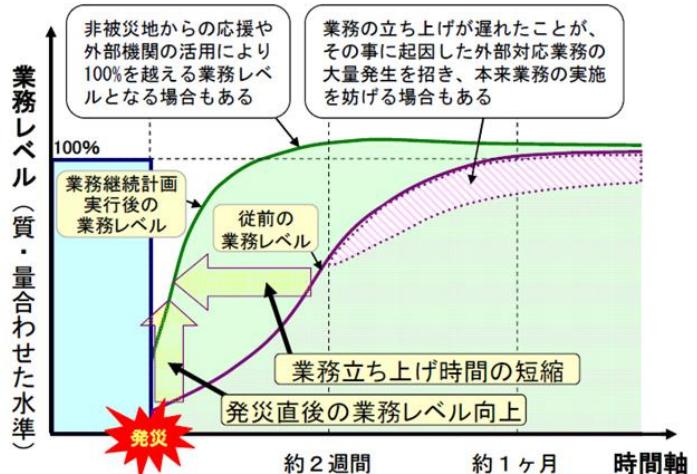


図1 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

出典：中央省庁業務継続ガイドライン  
第1版（平成19年6月）

### （2）業務継続計画の対象

#### ①対象とする組織

水道部・消防本部については本計画の対象範囲からは除き、それ以外のすべての部署を対象とする。

#### ②対象とする業務・場所

本計画の対象とする業務は、第3章において選定した非常時優先業務とする。また、対象とする場所は、防災センター、本庁舎をはじめとした災害対応を行う拠点に加え、選定した非常時優先業務を実施する全ての公共施設とする。

### （3）業務継続計画の発動と解除

本計画は、大規模災害が発生し、地域防災計画に定める第2非常配備をとった場合において、第1回災害対策本部会議で発動を決定する。また、本計画の発動の必要がなくなったときは、災害対策本部長が本計画の発動を解除することとする。

## 2 被害想定

本計画では、「江南市地域防災計画」を踏まえ、海溝型地震として「南海トラフ地震」を、内陸型地震として「濃尾断層帯主部三田洞断層帯地震」を想定する。

また、被害想定については、平成26年5月公表「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」において、「冬深夜5時」「夏昼12時」「冬夕方18時」の3つの時間帯で示されている建物被害、人的被害、ライフライン機能支障のうちそれぞれ最も被害が最大となるケースとする。

### 3 非常時優先業務

#### (1) 非常時優先業務

非常時優先業務とは、大規模災害発生時につけても優先して実施すべき業務である。

具体的には、災害時応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等(これらを「応急業務」と総称する。)のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源を非常時優先業務に優先的に割り当てることとなる。

#### (2) 休止業務

本計画が発動されたとき、非常時優先業務としている通常業務は、一旦すべて休止し、この休止する通常業務を休止業務とする。

休止業務は、休止後、非常時優先業務の支障とならない範囲内で再開を判断する。

#### (3) 非常時優先業務の選定基準

非常時優先業務の選定については以下の基準により選定する。

##### 非常時優先業務選定基準

発災後2週間(業務環境が整うものと考えられる時間までの期間)業務が停止した場合、社会的な影響が発生し、1か月以内に目標レベルまでに到達しなければ、社会的に許容されない業務を非常時優先業務とする。また、これよりも早く社会的な影響が発生する業務についても非常時優先業務とする。

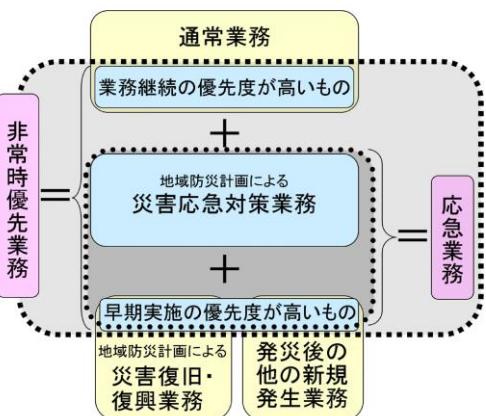


図2 非常時優先業務のイメージ

出典: 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成28年2月)

#### (4) 非常時優先業務の対応期

発災後の業務開始目安時間を基準に対策期を定め、それぞれの対策期における非常時優先業務の考え方を以下のように整理した。

表1 非常時優先業務の対策期及び内容一覧

対策期	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5	フェーズ6
	発災～3hまで	～12hまで	～3Dまで	～1Wまで	～2Wまで	～1Mまで
内容	『救命・初動』  職員自身や家族の安全を確保し、市民の救急救命を最優先、非常時の初動体制の早期構築に取り組む。	『準備・展開』  避難所を開設・運営する、市内の被災状況を迅速に確認する。  災害時協定を結んでいる事業者や外部機関と連絡調整を開始、適切な支援の準備をする。	『受援・協働』  受援計画に基づき円滑に支援の受け入れ。  災害時協定を結んでいる事業者や外部機関を通じて、物品や設備を調達する。	『調査・対応』  応急危険度判定や罹災証明書の発行受付などの非常時優先業務の対応を開始。  避難者の健康状態を確認し、二次被害を防止する。	『復帰・復旧』  各避難所の状況を確認し、縮小や閉鎖を実施する。  窓口業務などの市民生活の日常的に係わる業務を中心に再開を目指す。	『再開・復興』  各種災害給付金や仮設住宅の申請など被災者支援の業務を実施する。  一部を除き市民サービスの提供水準を被災前の状態に戻す。

## (5) 非常時優先業務の選定結果

表2 対策期別非常時優先業務数

業務区分	全体	対策期					
		フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3	フェーズ 4	フェーズ 5	フェーズ 6
応急業務	92	35	22	19	9	5	2
優先度の高い通常業務	114	15	9	47	21	17	4
合計	206	50	31	66	31	22	6

## (6) 人的資源の分析及び対策

### ①職員参集予測

職員参集の前提条件は以下のとおり。

- 歩行距離…居住地から勤務場所まで直線距離で移動することは困難であるため、迂回等の状況を考慮し、直線距離×1.5倍として算出する。
- 歩行速度…時速3kmとして算出する。
- 勤務地までの歩行距離が20kmを超える職員は、徒歩による速やかな算出は困難とみなし、参集開始時4日目からの参集とする。
- 計算式 …参集所要時間(h) = 参集距離(km) / 歩行速度(km/h)
- 全職員のうち自身の死亡及び重症による参集不能者は、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果において、江南市を含む尾張北部地域で、死者数は「わずか」と想定されていることから、考慮しないこととする。
- 発災から7日目以降については安全衛生管理の観点から順次休暇が必要となることから、参集職員数を6/7と想定する。

### ②参集可能人員の算出結果

非常時優先業務に必要な人員を時系列に整理し、必要となる支援者数を算出した結果は以下のとおり。

表3 時系列別必要人員数と参集可能人員数

項目	割合	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	5日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
歩行距離20km未満の人員	103	231	291	300	300	300	300	300	300	257	257
上記うち現地班※2	(28)	(62)	(70)	(70)	(70)	(70)	(70)	(70)	(70)	-	-
歩行距離20km以上の人員							20	20	20	17	17
参集人数(人)	103	231	291	300	300	300	320	320	320	274	274
参集率(%)	32.2	72.2	90.9	93.8	93.8	93.8	100	100	100	85.6	85.6

※1 職員参集の算定に当たっては、休職・休業中の職員を除く参集可能となる職員について計算。ただし、保育職は除く。

※2 現地班は、1週間経過以降は、順次交代要員と入れ替わり、所属の業務に復帰するものとする。

本市においては、結果は表3のとおりとなったが、この数字は最大値であり、業務時間外に災害のあった他自治体の職員参集率を考慮すると、発災から3日後までに参集できる職員は約7割程度と考えられる。

職員の安否や参集状況により非常時優先業務実施のための要員が不足する場合は、職員配置を一時的に変更し、職員不足の解消または軽減を図る。

職員配置の調整は部署内で行うことを基本とし、それができない場合は全庁的に配置調整する。

## 4 業務継続に係る実施体制

非常時優先業務を実施する体制は、「江南市地域防災計画」に定める体制下での対応が基本であるが、災害時の円滑な指揮命令系統の確立のため、災害対策本部の本部長、副本部長、本部員の代替職員をあらかじめ定める。

また、業務継続を適切に行うため、各部班及び各業務に関しての意思決定が迅速・確実に伝わるとともに、様々な組織レベルからの重要な情報・報告等が組織上の上位者に適切に伝わるよう、部署等において職務代行者をあらかじめ想定しておく。

## 5 施設関係

非常時優先業務を実施するにあたり業務遂行の基盤となる電力、電話、防災行政無線、情報システム、飲料水、食料等の庁舎機能が維持されていることが必要であることから、非常時優先業務を実施する施設のインフラ関係整備状況を記載する

災害対策本部を設置する防災センターが使用できない場合を想定した代替施設についてあらかじめ定める。

## 6 業務継続計画の対応方針

非常時優先業務を実施するためには、速やかに業務継続体制を確保することが必要であるため、初動体制の確保、災害対策本部の設置、災害対策本部会議の開催、本計画の発動、休止業務の停止、行事や催し物の延期、職員の安否及び緊急参集などについて、具体的な対応方針を定める。

## 7 実効性向上のための継続的な取り組み

### （1）教育・訓練等

本計画の実効性を高めるためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、教育や訓練の計画等を策定し、実施する。

### （2）点検・是正

本計画は一定の前提を踏まえて検討・策定したもので、今後、行政機構改革や人事異動等に伴う更新など時点修正を行うとともに、訓練等により把握された問題点・教訓や他の被災した地方公共団体での知見などを踏まえて、定期的に計画の実効性等を点検・是正する業務継続マネジメントを推進する。

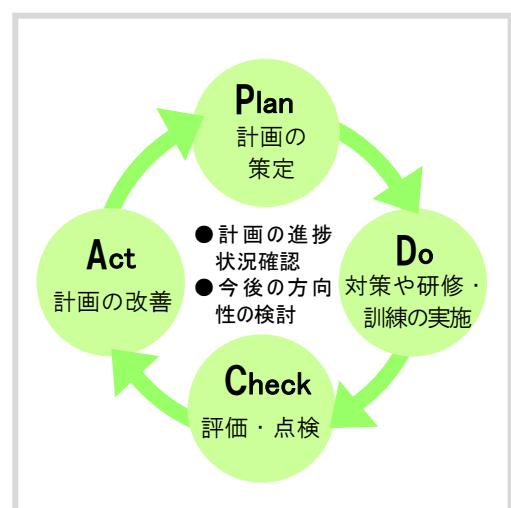


図3 継続的改善のイメージ(PDCA サイクル)